

日曜論壇

湯澤 典子

2024.3.31



94年に批准した日本

1989年に国連で児童の権利に関する条約が採択されて35年。子どもは大人と同様に権利を持つ主体であること、そして子どもならではない特別な保護や配慮により守られる権利が定められており、現在日本を含む196の国・地域が締約している。

日本ユニセフ協会は条約の基本的な考え方を四つの原則で示し、そのうち「子どもの意見の尊重」について、子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する、と説明している。

では、2016年の児童福祉法改正においてようやく子どもが権利の主体であることが明記され、さらに23年4月に子どもの権利を保障することを定めた「こども基本法」が施行された。児童福祉法の改正により4月から、一時保護や施設入所の決定における子

は子どもたちの間で、「親方チャ」という言葉がささやかれた。現在の生活に「ささや」困難を感じていても、どうせ言っても変わらない、わが家は他の家とは違う、と声を上げずに諦めてしまう。

も必要だ。思いを受け止めてもらえることで、子どもは自らの権利を認識し、大切な存在であることを実感できる。

子どもが主体的に考え、表現できることに意義がある。日本財団が23年に実施した「こども1万人意識調査」では、子どもの権利条約、こども基本法について「聞いたことはない」との回答がいずれも約6割を占めた。子どもの権利に関してあると良い仕組みについては、「学校で教える」

子の権利を社会で守ろう

どもの意見聴取、意見表明などの仕組みの整備が求められる。

わしくない負担を無意識に担ううち、生活を変えることが困難な状況になっていることもある。

る。時に大人が良かれと思つたことを子どもに押し付けてはいないだろうか。

子どもは、大人が想像する以上に力があり、無限の可能性を秘めている。子どもたちがその力を発揮し、自分自身の人生を歩めるよう、子どもの権利擁護を社会全体で醸成していくことが求められる。

家庭から離れて生活する社会的養護下の子どもたちは、大人の都合で生活の場が変わるといふ喪失体験等により、自分の思いを声に出すことが難しい場合がある。少し前に

言葉で表現ができない幼い子にさえ意見はある。子どもに言葉を求めるのではなく、声なき声をキャッチし、時には声を上げるためのサポート

子どもの意向を全てかなえることではなく、子どもの声に耳を傾け、ありのままを受け止めることだ。その声を尊重した上で合意形成していく。

（栃木フォスタリングセンター 一長）